

1. 総論

問 地方公共団体と公共サービス改革法の関係は。

(答)

1. 地方公共団体においても、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が求められているところであり、自ら率先して「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施しようとする地方公共団体については、これを可能とする環境の整備が行われることが極めて重要です。
2. このため、本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置を講じているところです。（法第8条、第16条等）
3. 他方、法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法第2編第9章第6節等に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、官民競争入札等を実施することができます。
4. なお、本法では、地方公共団体からのご意見を受け付け（法第7条第5項）、関係省庁との調整が整ったものから、国会の審議を経て、このような法律の特例を、順次拡大・追加していくことを想定しています。
5. いずれにしても、「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものですが、これらの制度を有効に活用いただければと考えています。

問 民間事業者から提案のあった業務について、官民競争入札等を実施しなければならないのか。

(答)

1. 各地方公共団体は、本法に基づく「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するに当たっては、実施方針（法第8条第1項）を作成することになりますが、その際に民間事業者から意見を聴取し（法第8条第3項）、その意見を踏まえて、各地方公共団体の長が対象事業を決定することとなります。
2. 「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものですので、聴取した意見の取扱いも、各地方公共団体の長が自主的に判断することとなります。

問 特定公共サービスとは。

(答)

1. 「特定公共サービス」(法第2条第5項)とは、官民競争入札等の結果、民間事業者が公共サービスを実施する場合に必要な法律の特例(参加資格、監督上の措置、規制の緩和等)が適用される業務を意味します。
2. 例えば、ある公共サービスの担い手が法律によって公務員に限定されている場合などでも、公共サービス改革法に当該法律の特例(民間事業者も担い手となれるようにすること)を設けることにより、官民競争入札等を行うことが可能となる業務のことをいいます。

問 事業仕分けとの関係は。

(答)

1. 公共サービス改革法は、公共サービスについて「不断の見直し」を行うため、
 - (1)閣議決定する「公共サービス改革基本方針」(法第7条)において、官民競争入札の対象とすべき業務のみならず、廃止の対象とすべき業務を選定する、あるいは「仕分け」る仕組みとなっています。
 - (2)また、官民競争入札の対象となった公共サービスについては、入札の結果により、官が担うのか、民が担うのか、その担い手が具体的に「仕分け」られることとなります。
 - (3)さらに、官民競争入札や廃止の対象となる事業の選定等においては、民間事業者や地方公共団体の意見を聴取し(法第7条第3項、第5項)、監理委員会で調査審議する仕組み(法第7条第6項)となっています。
2. 以上のように、公共サービス改革法は、「事業の仕分け」の趣旨を十分踏まえたものとなっています。

問 PFI 制度、構造改革特区制度、指定管理者制度との違いは。

(答)

1. PFI制度とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的ノウハウを活用して行う手法であり、事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指すものです。
2. 構造改革特区制度とは、地域の特性に応じて地域を限定して、法律や政令、通達等の規制

緩和など規制の特例措置を導入することで、地域経済の活性化や、全国的な規制緩和への波及による我が国全体の経済活性化を実現するものです。

3. 指定管理者制度とは、地方公共団体の保有する「公の施設」の管理事務を、従来の第三セクター等だけでなく、広く民間事業者等へ開放するものです。
4. 官民競争入札等は、その対象とする業務の範囲が、国又は地方公共団体が実施する業務の全般にわたるものであり、サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けています。

具体的には、

- ① 対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており(法第9条第4項等)、従来のコストやサービスの内容と、新たに官民競争入札等の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること
- ② サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「実施要項」(法第9条等)において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準などを十分検討し明確化する制度としており、その「実施要項」の策定に当たり、本法で設置される「官民競争入札等監理委員会」(地方公共団体においては、「合議制の機関」)の議を経て(法第9条第5項等)決定することとしていること
- ③ 価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること(法第13条第1項等)
- ④ 適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者は、法令上の守秘義務(法第25条第1項)やみなし公務員規定(法第25条第2項)が適用されるとともに、事業者への監督規定(報告徴収、立入検査、措置の指示)を設けていること(法第26条、第27条等)

等の特色があります。

問 「民間競争入札」と従来の外部委託との違いは。

(答)

1. 本法に基づく「民間競争入札」(法第2条第7項等)においては、サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けています。
2. 具体的には、「民間競争入札」では、
 - ①法令の特例が適用されることにより、従来民間事業者へ委託することができなかった業務について、委託することが可能となること
 - ②対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており(法第14条第4項等)、従来のコストやサービスの内容と、新たに「民間競争入札」の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること
 - ③サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「民間競争入札実施要

項」(法第14条等)において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準などを十分検討し明確化する制度としており、その「民間競争入札実施要項」の策定に当たり、本法で設置される「官民競争入札等監理委員会」(地方公共団体においては、「合議制の機関」)の議を経て決定することとしていること(法第14条第5項等)

④価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること(法第15条等)

⑤適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に、法令上の守秘義務(法第25条第1項)やみなし公務員規定(法第25条第2項)が適用されるとともに、事業者への監督規定(報告徴収、立入検査、措置の指示)を設けていること(法第26条、第27条等)

等の特色があります。

問 地方公共団体が、本法に規定する特定公共サービス(法第34条)とそれ以外の業務を一体として、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、同一主体に業務を行わせるためには、どのように行えばよいのか。

(答)

(1)本法第34条に定める特定公共サービスについては、本法に則った手続により官民競争入札等を実施する必要があります。

(2)一方、特定公共サービス以外の業務については、地方自治法第2編第9章第6節等に則った手続により、官民競争入札等を実施することになります。

(3)(1)の官民競争入札等も法第51条にもあるとおり、地方自治法第2編第9章第6節等に基づく入札であり、特定公共サービスについては、本法に基づく手続により、特定公共サービス以外の業務については、本法の手続を条例・規則等に規定することにより、特定公共サービスとそれ以外の業務を併せて官民競争入札等を実施することができます。

(4)落札民間事業者を決定した後は、特定公共サービスについては本法に基づく監督等の規定が適用され(法第28条で準用する第25条、第26条)、特定公共サービス以外の業務については、地方自治法第234条の2第1項に基づく監督等の規定が適用されます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

問 公の施設を設置し、又は指定管理者を見直すに当たり、当該施設の一部で窓口業務を行う場合、公の施設の運営管理者と窓口業務を行う民間事業者を定める手続において、指定管理者制度と本法に基づく民間競争入札の関係はどうなるのか。

1. 地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる(地方自治法第244条の2第3項)とされています。
2. 指定管理者制度において、管理者の「指定」は契約ではないことから、管理者の「指定」と本法に基づく民間競争入札は形式上別個の手続として行う必要があります。
3. その際に、民間競争入札における落札者決定に当たっては、窓口業務の質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした者が選定されることとなりますが、その者が公の施設の管理業務を最も効率的かつ効果的に行えると地方公共団体が判断した場合には、その者を当該公の施設の管理者として「指定」することが考えられます。
4. なお、窓口業務の民間競争入札において評価基準を設定する際に、窓口業務と当該施設の管理業務について関連性があり、一体的に実施することが窓口業務の質の維持向上及び経費の削減に資するものであると地方公共団体が判断する場合には、当該施設の管理業務について、当該窓口業務の実施者を定める上での評価基準の一つとすることも否定されるものではないと考えます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

問 地方自治法上、官民競争入札は可能なのか。

(答)

1. 公共サービス改革法(以下「法」という。)の定める地方公共団体の官民競争入札は、公共サービスの民間への委託を円滑に行うため、その導入を阻害している国の法律に関して特例が適用される「特定公共サービス」を対象とすることとしているものであり、法による法律の特例を適用する必要のない事務・事業について、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続を規定すること等により、法と同様の手続で官民競争入札を実施することは可能です。
2. なお、「契約」とは、異なる権利義務の主体間での意思表示の合致であり、その意味において、官が自己と契約を締結するというのはあり得ず、官民競争入札における官の参加は契約の申込みではありません。官民競争入札とは、質と価格の両面で総合評価をする際に、官の提案内容より優れている民の入札(提案)がなかった場合は官が業務を実施する(「入札結果」を「不調」とする)ことを明確にした上で実施される、つまり、官の提案内容の評価結果を総合評価基準の最低ラインとする入札です。
3. 地方自治法及び地方自治法施行令との関係で整理すれば、総合評価一般競争入札を行うにあたっては、落札者決定基準をあらかじめ定めることが必要であり、落札者決定基準の中で「入札参加者の総合評価点と官の提案内容に対する総合評価点を比較し、官の総合評価点を超える者がいない場合は、官を実施者とする」旨をあらかじめ明示することにより官民競争入札が実施されます。
4. 以上のように、地方自治法及び地方自治法施行令(施行令第167条の10の2第3項)上の総合評価落札方式による競争入札により、官民競争入札を実施することは可能ですが、その場合、法の定める手続や公共サービス改革基本方針案の第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれます。
5. なお、本法に定める特定公共サービスに関する官民競争入札の手続としては、
 - ①法第11条から第13条第1項及び第2項までに規定する官側が業務の改善を検討して作成した書類と民間事業者の申込みを比較して落札者等を決定する手続
 - ②対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報(官の従来経費、目的の達成の程度等)の開示(法第16条)
 - ③官の発注部局職員と入札参加部局との間の情報の遮断の措置(法第16条)
 - ④合議制の機関(法第47条)による落札者等決定のための評価(法第17条において準用する法第12条)等を規定していることとです。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

第百六十七条の十の二

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

問 これまでに民間委託・請負によって実施している業務は、この法律によらず、これまでどおり民間委託・請負で業務実施を継続できるのか。それとも、この法律に則り、民間競争入札を改めて実施するのか。

（答）

1. 本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」（法第34条）を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置（法第16条等）を講じているところであり、法律の特例を講じる必要のない業務については、本法に則って官民競争入札等を実施して頂く必要はありません。（地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、官民競争入札等を実施することはできます。）
2. また、「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものであり、強制するものではありません。

問 特定公共サービス以外の業務について、この法律の仕組みに基づき、官民競争入札等を実施することはできるのか。

（答）

1. 本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」（法第34条）を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置（法第16条等）を講じているところであり、特定公共サービス以外の業務については、本法の対象外となります。
2. 他方、法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、本法に基づくものと同様の仕組みで官民競争入札等を実施することは可能です。

問 国からの補助金等により実施している事業を対象として官民競争入札等を実施した場合、補助金等は問題にならないのか。

（答）

個々の補助金等の制度によります。